

令和7年

試練と憧れ

立山・劔岳方面山岳遭難白書



立山・劔岳方面遭難対策協議会
富山県上市警察署

目 次

1	立山黒部アルペンルートの入り込み状況と山岳遭難の概況	
	立山黒部アルペンルートの入り込み状況	1
	山岳遭難の概況	2
2	令和7年の山岳遭難状況	
	過去15年間の発生状況	3
	月別発生状況	4
	場所別発生状況	4
	山域別発生状況	5
	態様別発生状況	6
	原因別発生状況	6
	年代別・男女別発生状況	7
	遭難者の登山届提出状況	8
	遭難者の山岳会等所属状況	8
	パーティー構成人数別発生状況	8
3	山岳警備活動状況	
	救助活動状況	9
	山岳遭難におけるヘリコプター出動状況	9
	アルペンルート沿線における救急車出動状況	9
	救助訓練状況	10
	遭難防止対策	10
4	立山・劔岳方面の登山関係法規等	
	富山県登山届出条例	
	ア 年度別登山届出状況	11
	イ 富山県登山届出条例	12
	ウ 富山県登山届出条例施行規則	15
	エ 勧告の基準	16
	オ 危険地区及び特別危険地区	18
	カ 登山届様式	19
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	
	ア 年別入山届受理状況	23
	イ 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	23
	ウ 入山届様式	27
5	積雪期における劔岳の危険箇所	
	早月尾根上部	29
	小窓尾根	30
	赤谷尾根	31
	北方稜線	32
	劔岳東面	33
6	富山県山岳遭難救助組織図	34
7	令和7年の山岳遭難を振り返って	
	令和7年に発生した山岳遭難のうちの主な事故と教訓	35
	登山計画書の提出	36

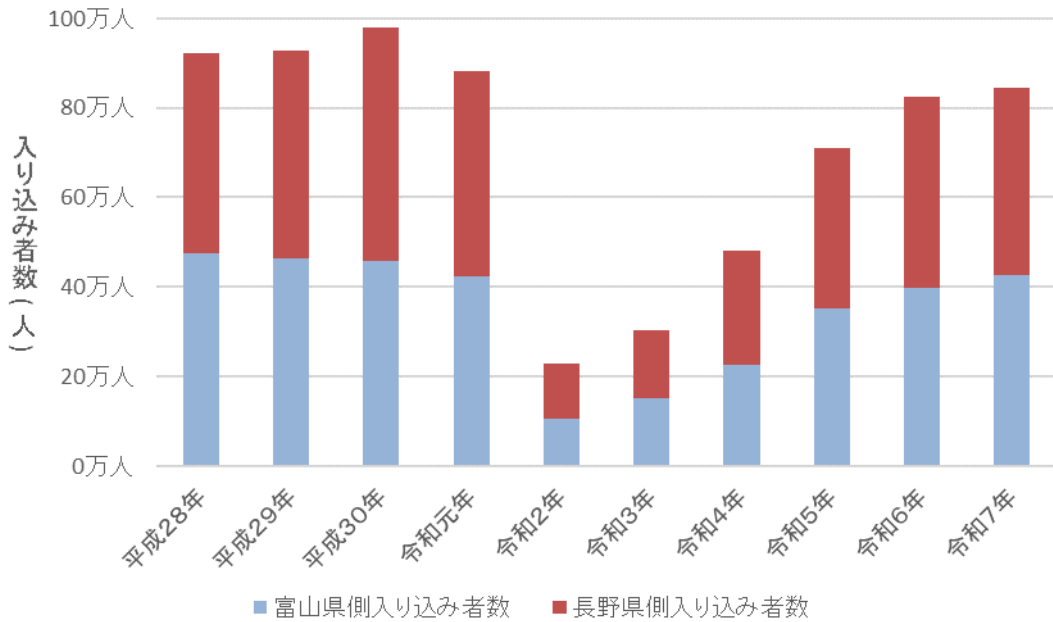
1 立山黒部アルペンルートの入り込み状況と山岳遭難の概況

立山黒部アルペンルートの入り込み状況

(立山黒部貫光株式会社資料から)

令和7年の立山黒部アルペンルートは、4月15日に全線開通した。開通期間は11月30日までの間であった。

入り込み状況は、令和6年から2.5パーセント増加し、84.5万人であった。



区分 年別	富山県側 入り込み者数	長野県側 入り込み者数	合計
平成28年	476,000	446,000	922,000
平成29年	463,000	466,000	929,000
平成30年	459,000	522,000	981,000
令和元年	425,000	458,000	883,000
令和2年	104,000	126,000	230,000
令和3年	152,000	152,000	304,000
令和4年	227,000	253,000	480,000
令和5年	352,000	358,000	710,000
令和6年	397,000	427,000	824,000
令和7年	426,000	419,000	845,000

山岳遭難の概況

令和7年立山・劔岳方面（上市警察署管轄）における山岳遭難は

発生件数 111件（前年比+39件）

遭難者数 120名（前年比+41名）

であり、令和6年に比べ、発生件数、遭難者数ともに大幅に増加した。

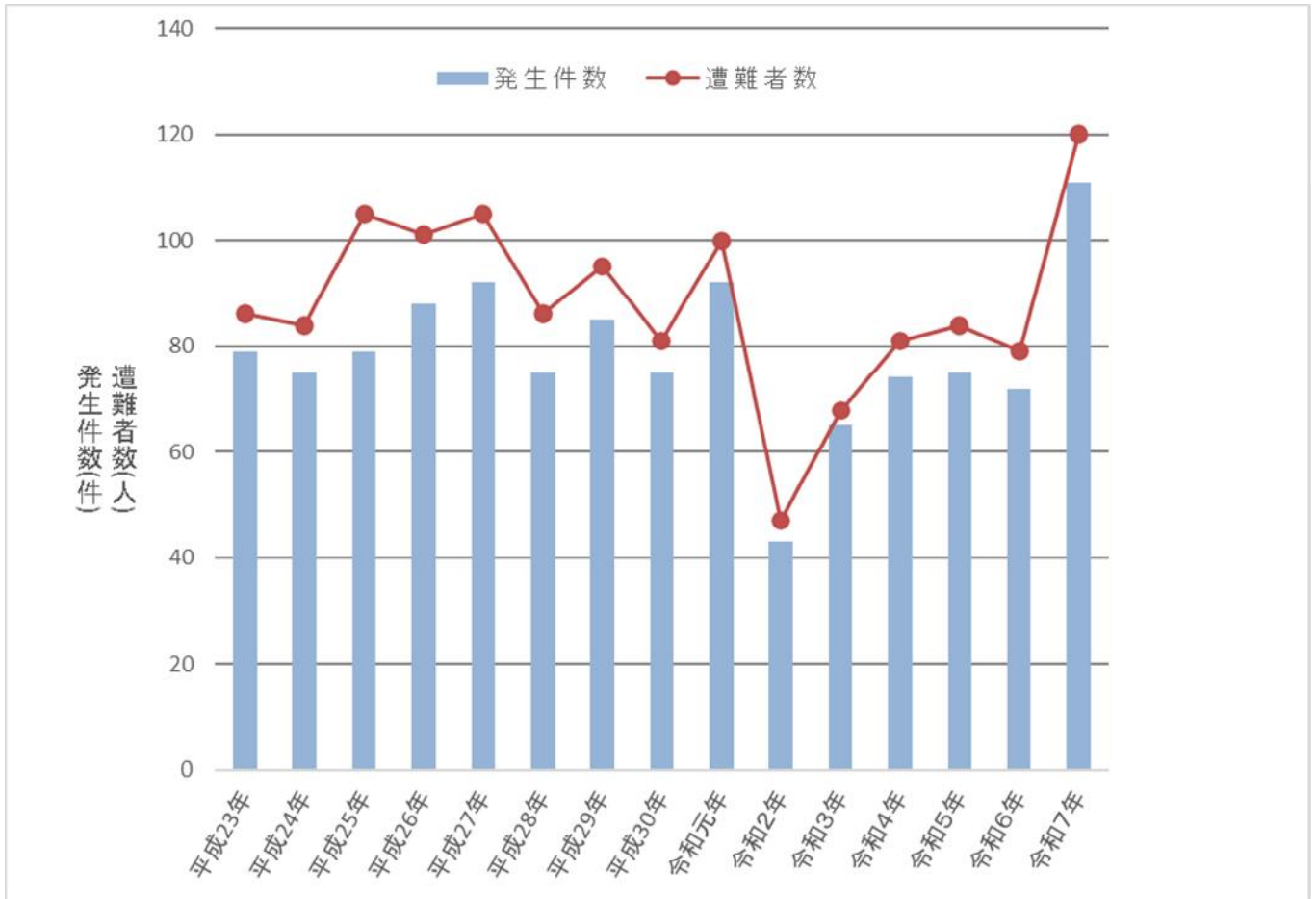
令和7年における山岳遭難の特徴としては

- ・ 遭難死者数は10名（前年比+9名）であり、内8名は滑落、1名が転落、1名は病気を原因とするものであった。また、死者のうち、5名は単独登山者であった。
- ・ 発生月別では、7月が29名（前年比+10名）、8月が34名（前年比+13名）であり、夏山シーズン中における山岳遭難が増加している。
- ・ 発生場所別では、登山道における遭難者数が63名（前年比+18名）と最も多く、全体の約53%（前年約57%）を占めた。
- ・ 態様別では、転倒が40名（前年比+18名）と最も多く、次いで、滑落が25名（前年比+13名）であった。
- ・ 年代別では、40歳以上の遭難者が82名（前年比+21名）であり、全体の約68%（前年約77%）を占め、構成比は前年とほぼ同等であった。
- ・ 遭難者の約24%が単独登山者であった。



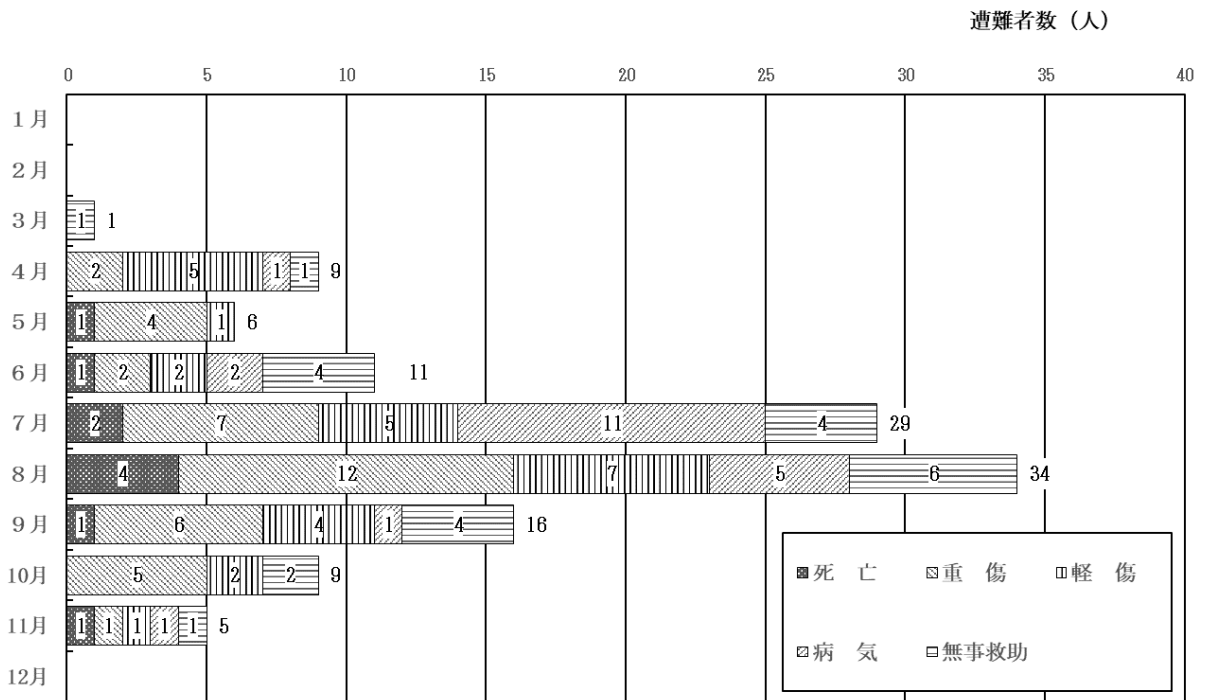
（室堂平にて搬送訓練中の県警山岳警備隊員）

2 令和7年の山岳遭難状況
過去15年間の発生状況

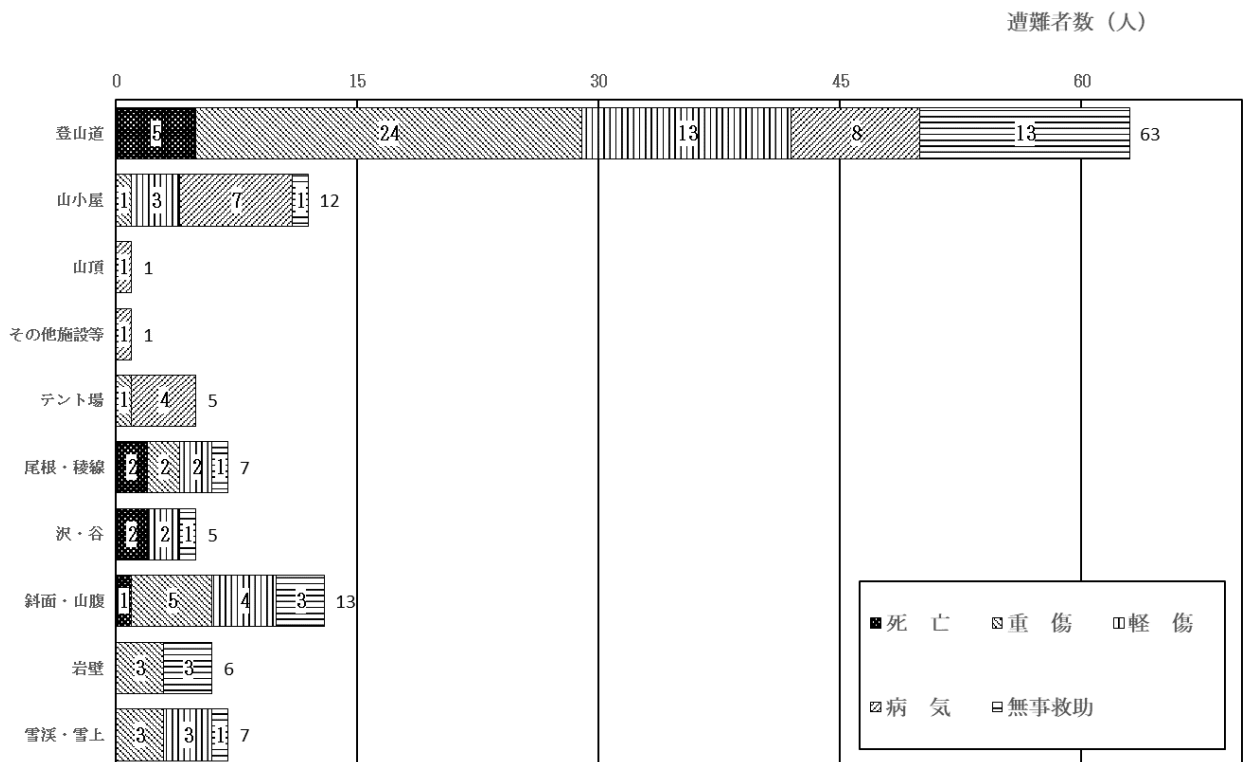


年 別	雑	24	25	26	27	28	29	30	令和	2	3	4	5	6	7	
	23								元							
発生件数	79	75	79	88	92	75	85	75	92	43	65	74	75	72	111	
遭難者数	86	84	105	101	105	86	95	81	100	47	68	81	84	79	120	
遭難者の内訳	死 亡	15	9	18	8	8	6	12	2	13	3	2	6	4	1	10
	行方不明	2	2	0	0	1	0	1	1	2	0	2	1	0	2	0
	重 傷	18	18	22	30	31	16	23	27	31	19	24	27	23	18	39
	軽 傷	25	16	17	19	28	18	17	20	15	6	15	10	26	20	27
	病 気	17	23	16	14	14	22	13	12	18	9	6	12	8	13	21
	無事救助	9	16	32	30	23	24	29	19	21	10	19	25	23	25	23

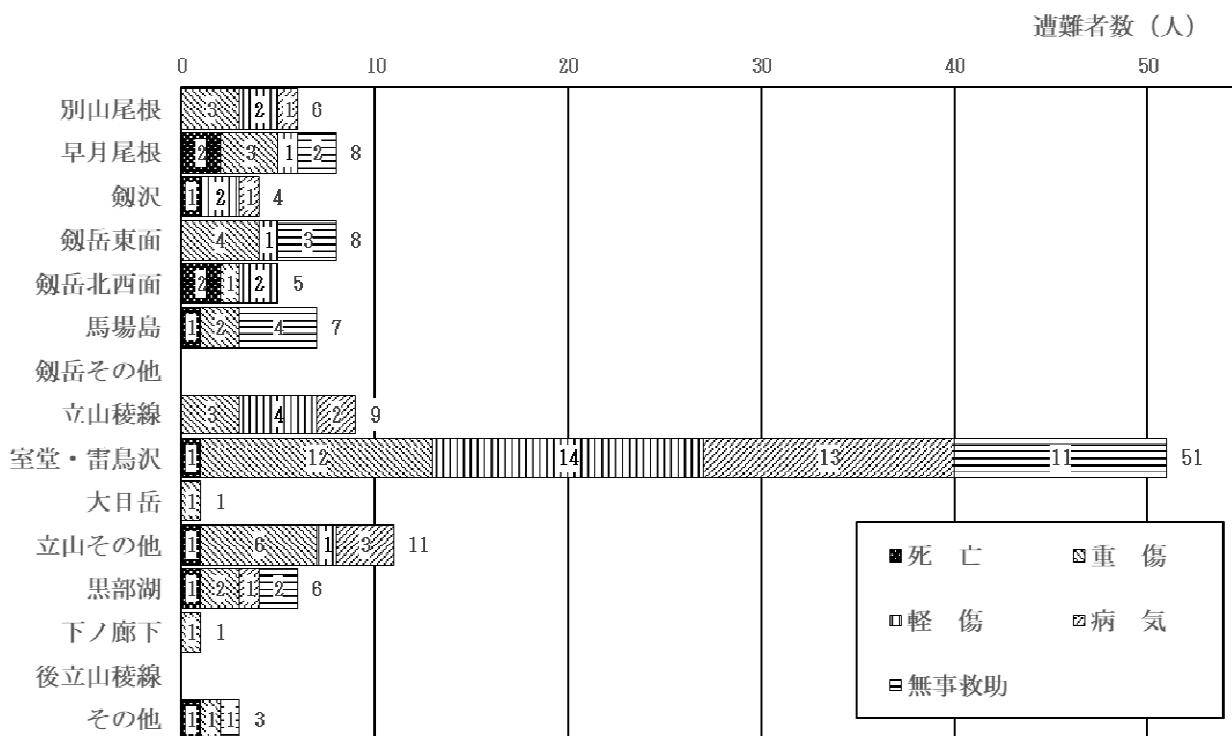
月別発生状況



場所別発生状況



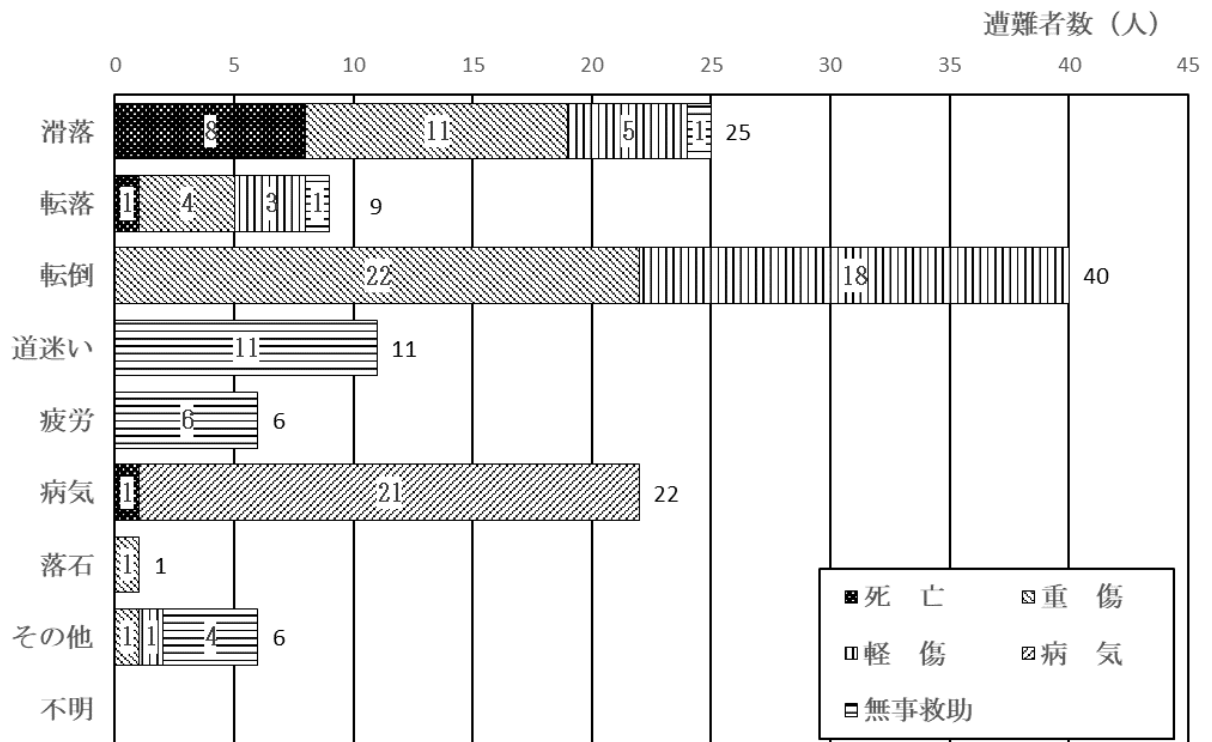
山域別発生状況



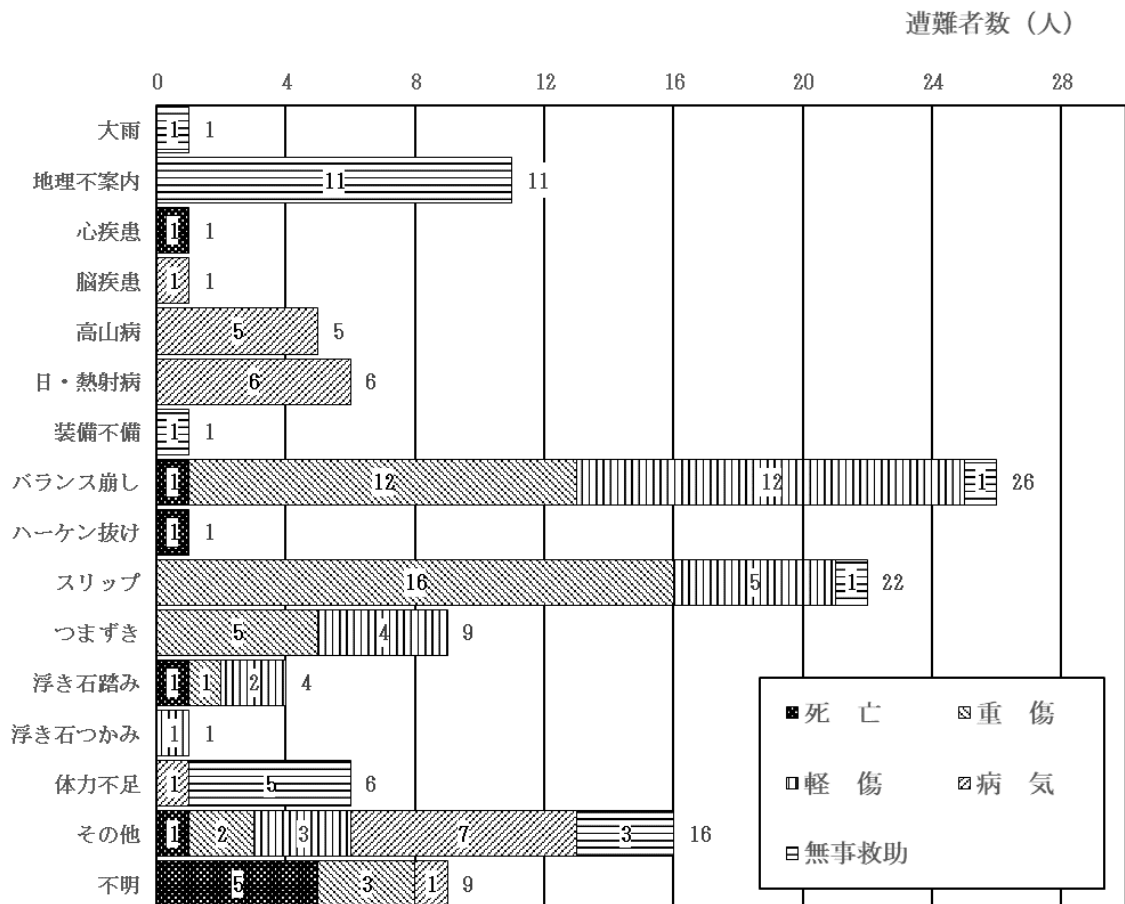
場所の詳細

劔岳方面	別山尾根	劔御前～一服劔～前劔～劔岳
	早月尾根	馬場島～劔岳
	劔沢	劔御前～劔沢二股
	劔岳東面	八ッ峰、長次郎谷、源次郎尾根、平蔵谷
	劔岳北西面	北方稜線、池ノ谷、劔尾根、チンネ、小窓尾根
	馬場島	ブナクラ谷、赤谷山、猫又山、中山、細蔵山
	劔岳その他	仙人新道、立山川、東大谷等
立山方面	立山稜線	室堂山～浄土山～雄山～別山乗越
	室堂・雷鳥沢	室堂平、天狗平、雷鳥沢、室堂乗越、大走り
	大日岳	奥大日岳～大日岳～大日平～称名滝
	立山その他	龍王岳、五色ヶ原、弥陀ヶ原、美女平、八郎坂等
黒部川方面	黒部湖	黒部湖、タンボ沢、御山谷、上ノ廊下
	下ノ廊下	旧日電歩道、丸山、内蔵助谷、黒部別山、十字峡
	後立山稜線	野口五郎岳～烏帽子岳～針ノ木岳～鹿島槍ヶ岳等
その他	悪城の壁、上市町東種地内	

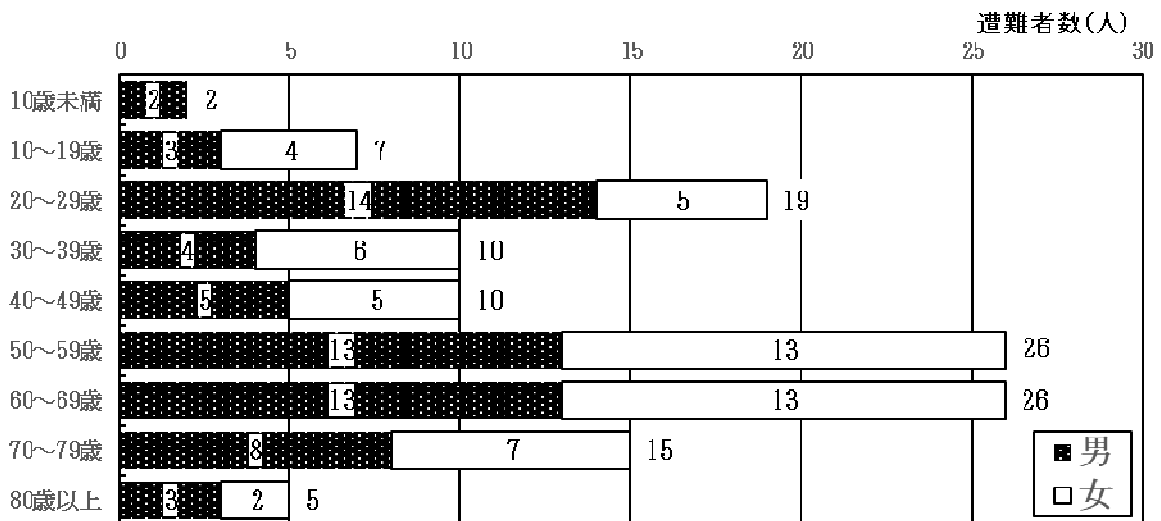
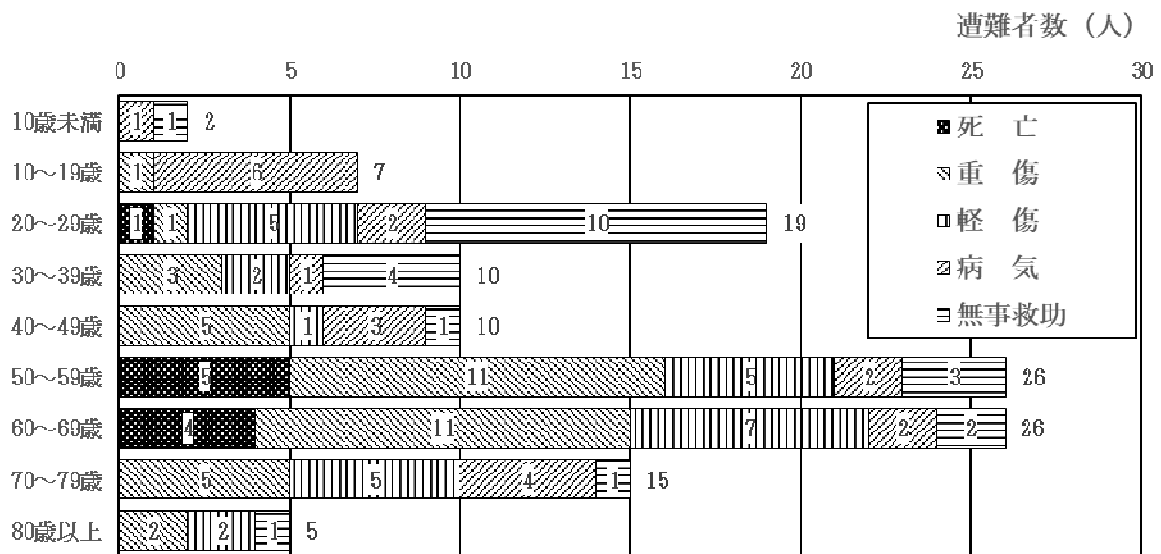
態様別発生状況



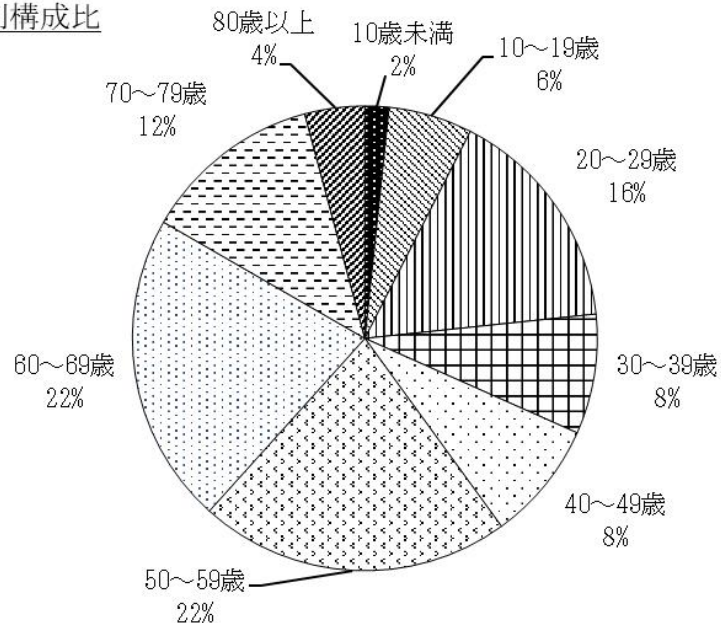
原因別発生状況



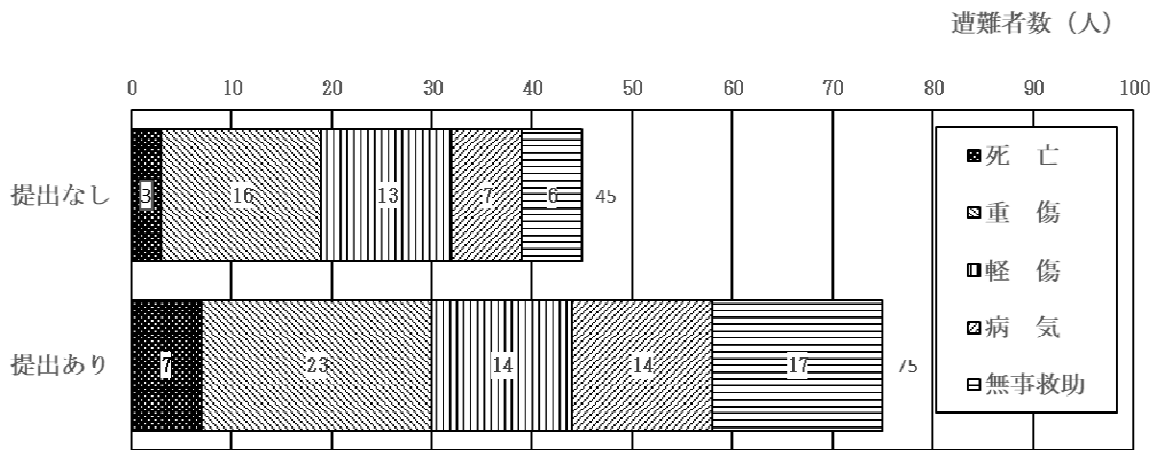
年代別・男女別発生状況



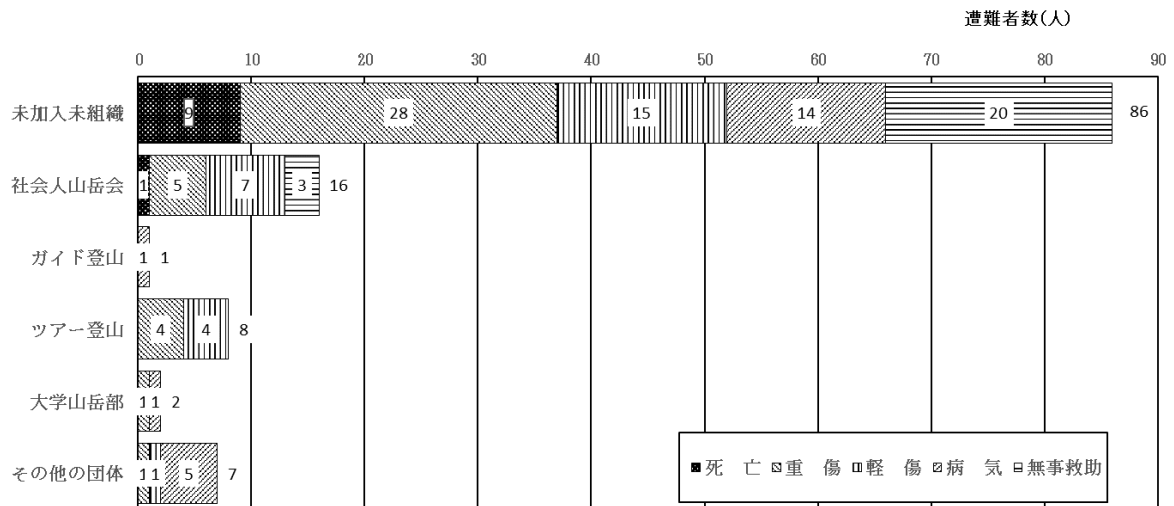
年代別構成比



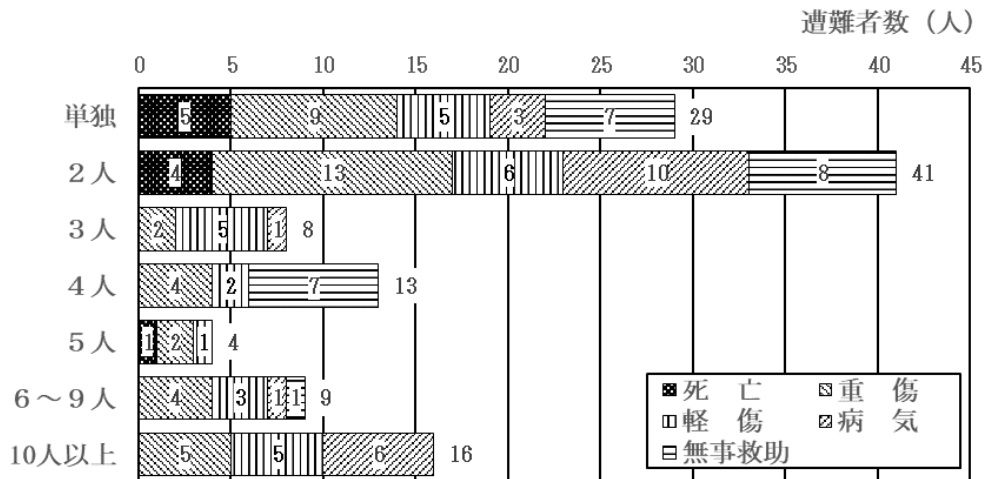
遭難者の登山届提出状況



遭難者の山岳会等所属状況



パーティー構成人数別発生状況



3 山岳警備活動状況

救助活動状況

年別	区分 遭難件数	救助出動延べ人数				出動日数
		警備隊等	民間救助隊	その他	計	
令和3年	65	392	6	289	687	79
令和4年	74	429	1	221	651	88
令和5年	75	330	8	239	577	81
令和6年	72	427	2	218	647	89
令和7年	111	531	10	392	933	125

- ・ 「警備隊等」は富山県警察山岳警備隊、富山県警察航空隊等警察関係者、「民間救助隊」は立山・剣岳方面遭難対策協議会救助隊を表す。以下同じ。
- ・ その他には、消防関係者を含む。

山岳遭難におけるヘリコプター出動状況

年別	区分 遭難件数	警察ヘリ			消防防災ヘリ等			計		
		件数	回数	出動率(%)	件数	回数	出動率(%)	件数	回数	出動率(%)
令和3年	65	17	20	26.2	21	23	32.3	38	43	58.5
令和4年	74	31	38	41.9	13	13	17.6	44	51	59.5
令和5年	75	17	18	22.7	18	18	24.0	35	36	46.7
令和6年	72	24	28	33.3	9	10	12.5	33	38	45.8
令和7年	111	23	28	20.7	28	28	25.2	51	56	45.9

- ・ 消防防災ヘリ等の出動回数には、他県警察ヘリ、自衛隊ヘリを含む。
- ・ 出動率は遭難発生件数に対するヘリコプターの出動件数。
- ・ 同一の遭難において複数のヘリコプターが出動することもあるため、合計件数は必ずしも一致しない。

アルペンルート沿線における救急車出動状況

(立山町消防本部資料から)

年別	区分	出動件数	搬送人員
令和3年		32	23
令和4年		62	39
令和5年		62	40
令和6年		70	45
令和7年		101	71

- ・ 要救助者1名に対し、複数の救急車が出動(沿線から搬送開始し、途中で別の救急車が引き継ぐ場合など)することもあるため、出動件数と搬送人員は一致しない。
- ・ 搬送人員には、山岳遭難として計上されていない者も含まれる。

救助訓練状況

区 別	種 別	期 間	場 所	延べ人員
警 備 隊	積雪期救助訓練	3月3日～3月12日 10日間	劔岳、大日岳、早乙女岳	230人
	夏山救助訓練	7月15日～7月23日 9日間	立山、劔岳、後立山 一帯、雑穀谷岩場等	243人
	秋山救助訓練	9月17日～9月25日 9日間	立山、劔岳、黒部源 流域、朝日岳、国立 登山研修所等	234人
	定期訓練	三二訓練等 延べ32日間	国立登山研修所、立 山、劔岳、大日岳、 毛勝山、雑穀谷等	607人
民間救助隊 及び 警備隊	積雪期合同訓練	2月18日	富山県防災航空セ ンター	34人

遭難防止対策

種 別	月 日	内 容
山岳遭難白書 「試練と憧れ」発行	3月下旬	立山・劔岳方面の令和6年における山岳遭難白書(第41号)の発行
立山・劔岳方面 遭難対策協議会総会	9月3日	立山町役場3階会議室にて開催
山岳遭難事故防止 啓発ポスター配布	8月以降	富山地方鉄道電車及び主要駅、立山黒部アルペンルート各駅、山小屋等に掲示

山岳遭難事故防止啓発ポスター

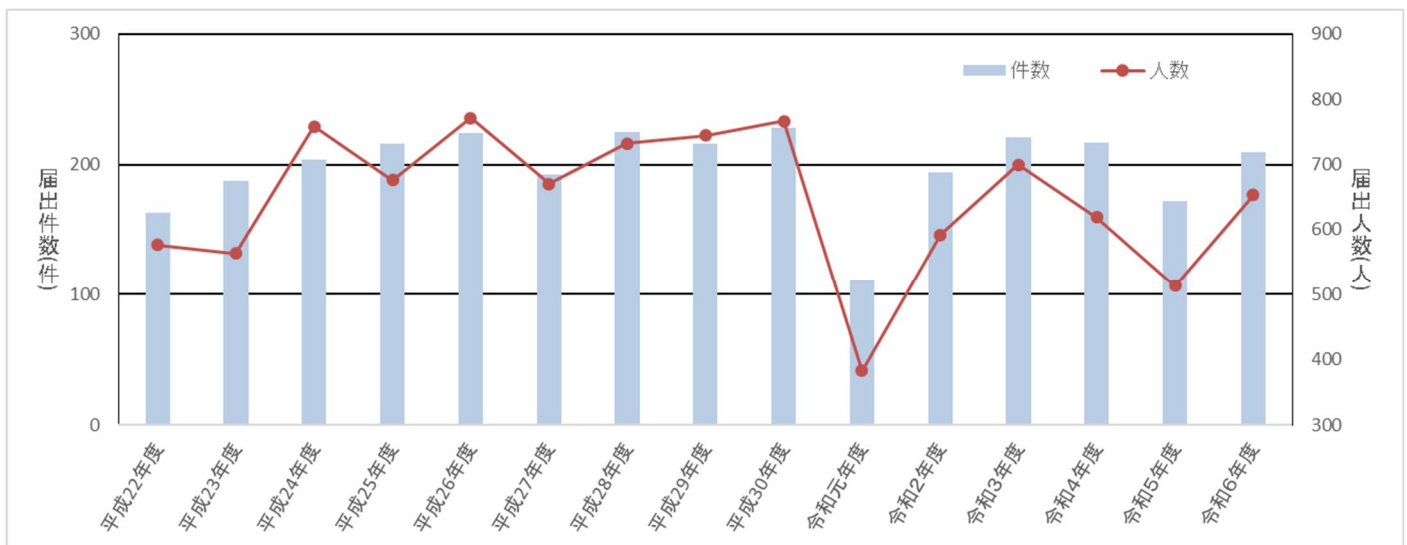


4 立山・劔岳方面の登山関係法規等

富山県登山届出条例

ア 年度別登山届出状況（富山県自然保護課資料から）

期別 年度	12/1～2/末日		3/1～4/15		4/16～5/15		計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成22年度	21	112	1	3	141	462	163	577
平成23年度	21	73	8	21	158	470	187	564
平成24年度	25	146	15	87	164	525	204	758
平成25年度	28	118	10	49	178	509	216	676
平成26年度	28	127	8	50	188	594	224	771
平成27年度	27	128	5	32	160	510	192	670
平成28年度	26	154	13	34	186	544	225	732
平成29年度	23	134	8	50	185	560	216	744
平成30年度	30	145	12	32	186	589	228	766
令和元年度	24	109	11	47	76	227	111	383
令和2年度	22	91	15	63	157	438	194	592
令和3年度	16	52	21	93	184	555	221	700
令和4年度	23	86	26	101	168	432	217	619
令和5年度	23	127	9	23	140	363	172	513
令和6年度	17	77	18	88	174	488	209	653



イ 富山県登山届出条例

昭和41年 3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年 2月17日条例第 1号

昭和44年10月 6日条例第40号

平成 4年 3月27日条例第 1号

平成15年12月19日条例第55号

令和 3年 3月26日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名及び年齢

- (2) 登山歴（山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの）
 - (3) 行程及び日程
 - (4) 日程中の行動の概要
 - (5) 装備及び食糧
 - (6) 緊急時における連絡先
 - (7) 緊急時の救助体制
 - (8) 山岳遭難搜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別
- 2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。
 - 3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
 - 4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。
(昭44条例40・平15条例55・令3条例13・一部改正)

(登山届済書の交付)

- 第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書（以下「届済書」という。）を登山者に交付するものとする。
- 2 知事は、登山届の内容が不相当と認めるときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

- 第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員（以下「指導員」という。）からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めるときは、必要な勧告をすることができる。
 - 3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

- 第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

- 第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 登山届を提出しないで登山をした者
- (2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者
- (3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第55号)

この条例は、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条例第

54号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成16年4月1日)

附 則 (令和3年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至りよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至りよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

- 1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)
- 2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

ウ 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1項に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(平16規則72・一部改正)

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行う知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(平 16 規則 72・一部改正)

(登山指導員の証票)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する指導員の身分を示す証票は、登山指導員の証票(様式第 2 号)によるものとする。

(平 16 規則 72・一部改正)

(登山届を登山する 20 日前までにしなくてもよい者)

第 5 条 条例第 4 条第 4 項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

(平 13 規則 2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 34 号)

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 13 年規則第 2 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

エ 勧告の基準

(昭和 41 年 9 月 16 日)

改正 昭和 42 年 2 月 25 日 昭和 44 年 8 月 1 日 昭和 62 年 12 月 9 日

条例第 5 条第 2 項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12 月 1 日から 4 月 15 日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則として 2 分の 1 以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12 月 1 日から 2 月末日までは少なくとも 7 日以上、3 月 1 日から 4 月 15 日まででは少なくとも 5 日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものの携行を求める。

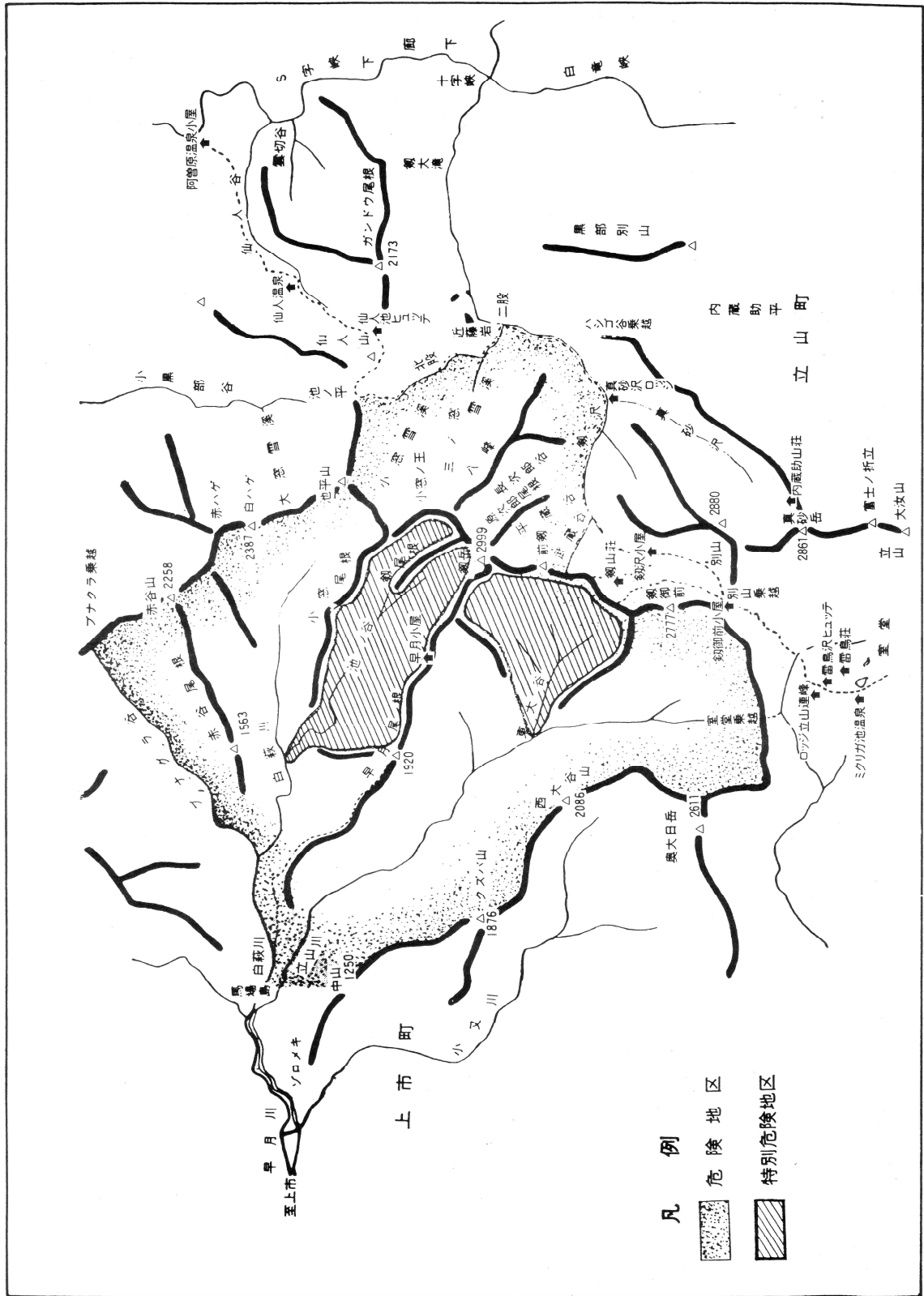
カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

(昭和 44 年 8 月 1 日・一部改正及び追加 昭和 62 年 12 月 9 日・一部改正)

(2) 4 月 16 日から 5 月 15 日まで

- ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。
 - イ パーティーの構成メンバーには、出来るだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。
 - ウ 登山方式、パーティー構成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。
(昭和42年2月25日・追加 昭和44年8月1日・追加 昭和62年12月9日・一部改正)
- (3) その他
- ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。
 - イ 山岳遭難対策費用に充てるための保険に加入していない者については、加入するよう勧奨する。
(昭和44年8月1日・追加)

才 危険地区及び特別危険地区



カ 登山届様式

登 山 届

年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型 型	人用 人用	張 張	
	ツェルト		人用	張	
	ザイル		メートル メートル	本 本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシ-バ- アマチュア無線機		台	メガヘルツ
				台	メガヘルツ
		携 帯 電 話	台	電話番号	
	燃 料				
	食 糧 (非常食を除く。)				日分
非 常 食				食分	
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者 の代表者	住 所			
		氏 名			
	電話番号				
救助する者 の人数			人		
山岳遭難捜索費用に充 てるための保険の加入	有	[保険会社等の名称]		無	
摘 要					
受 理	年	月	日	自 第 号	

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 印欄には、記入しないこと。

別紙

登山者名簿

分担	住所	氏名	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー 経験
				年 月	日数	山名	
リーダー				年 月			回
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			

分担	住所	氏名	年齢	登山歴（主に積雪期）			
				年 月	日数	山名	リーダー経験
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			
				年 月			

上記の登山者の登山歴について、確認します。

令和 年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

山岳団体所在地
 名称
 代表者氏名
 電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

ア 年別入山届受理状況（富山県自然保護課資料から）

< 入山届の受理状況及び雪崩ビーコン貸出台数 >

期 間		4/中(適用 開始)~GW前	GW中	GW後 ~ 5/31	春山小計	11月	合 計
令和 7年	件 数	668	1,102	749	2,519	1,144	3,663
	人 数	1,507	2,314	1,509	5,330	2,332	7,662
	ビ-コン貸出	9	22	11	42	5	47
令和 6年	件 数	729	1,090	842	2,661	675	3,336
	人 数	1,632	2,336	1,775	5,743	1,326	7,069
	ビ-コン貸出	8	25	6	39	3	42
令和 5年	件 数	1,036	956	880	2,872	809	3,681
	人 数	2,363	2,038	1,735	6,136	2,032	8,168
	ビ-コン貸出	13	11	4	28	9	37
令和 4年	件 数	1,123	1,320	1,168	3,611	801	4,412
	人 数	2,342	2,685	2,294	7,321	1,703	9,024
	ビ-コン貸出	11	47	3	61	6	67
令和 3年	件 数	957	548	845	2,350	1,076	3,426
	人 数	1,940	1,102	1,654	4,696	2,172	6,868
	ビ-コン貸出	15	35	11	61	7	68

ゴールデンウィークは、原則4月29日から5月7日までの期間とする。
令和7年は、4月26日~5月6日の11日間とする。（警察庁の統計期間）

イ 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

平成26年富山県告示第225号

（目的）

第1条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第2項及び第3条第3項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

（令元告示456・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第1項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4月1日から5月31日まで及び11月1日から同月30日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て、立山室堂地区（別表第2項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭

和41年富山県条例第22号)第4条第1項の規定による登山届を提出した者を除く。)をいう。

(入山届の提出)

第3条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届(別記様式)を知事に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名及び年齢
- (2) 入山の目的
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) 雪崩ビーコン(雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。)その他の装備の携帯の有無
- (5) 山岳保険(山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。)の加入又は未加入の別
- (6) 行程及び日程
- (7) 日程中の行動の概要及び宿泊先
- (8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第1項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 登山届受理システム「コンパス」(インターネットを利用する方法により登山届を共有するシステムをいう。以下この項において「コンパス」という。)を利用して入山届を提出した者は、室堂ターミナル内においてコンパスによる入山届提出済証を提示したときは、第1項の入山届を知事に提出したものとみなす。

5 知事は、第1項の入山届に記載された情報を、警察その他救助、医療等に関係する者に対し、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために必要な限度で提供することができる。

(令元告示456・令3告示142・一部改正)

(入山者の遵守事項)

第4条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。
- (2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。
- (3) 次条第1項に規定する入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。
- (4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等(次項において「関係機関等」という。)と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

- (1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供
- (2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し
- (3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

改正文(令和元年告示第456号)抄

令和元年11月1日から施行する。

改正文(令和3年告示第142号)抄

公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



ウ 入山届様式

別記様式(第3条関係) 入 山 届

年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、 入山者を代表する者の住所、氏名、性別、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備(携帯しているものに)	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 (歳) 男・女	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社 等の名称 ()
	携帯電話番号		
緊急時連絡先(電話番号) 氏名 本人との関係		無	
入山の目的 (該当するものに)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他()		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンボ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

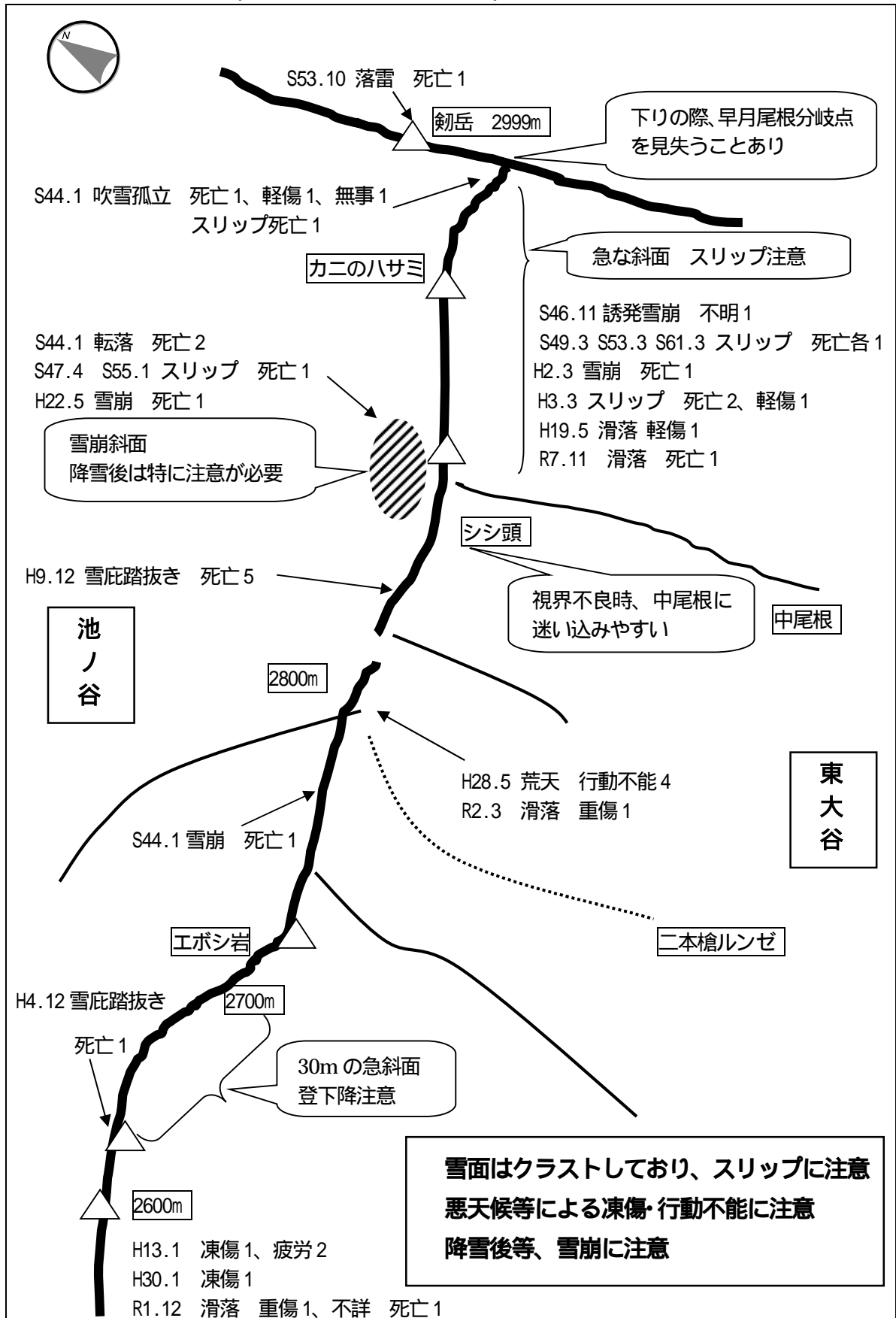
グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	男・女 (歳)	装備 (携帯して いるものに)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係	プローブ (ゾンデ棒)	無
氏名		ツェルト	
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯して いるものに)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係	プローブ (ゾンデ棒)	無
氏名		ツェルト	
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯して いるものに)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係	プローブ (ゾンデ棒)	無
氏名		ツェルト	
住所	男・女 (歳)	装備 (携帯して いるものに)	山岳保険の加入
氏名		雪崩ビーコン	有
携帯電話番号		ショベル	保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先 (電話番号)	本人との関係	プローブ (ゾンデ棒)	無
氏名		ツェルト	

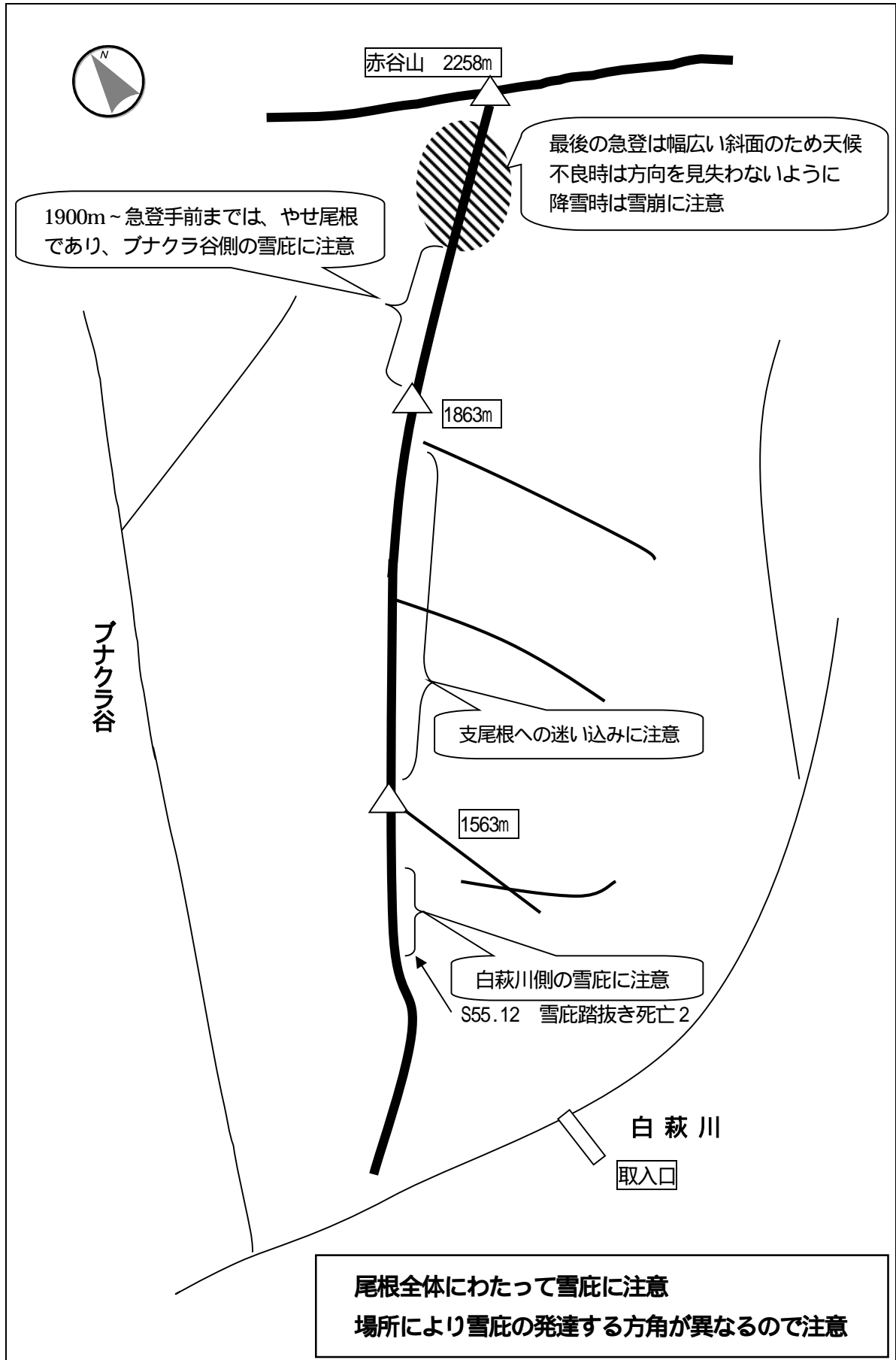
行動予定場所を図示してください。



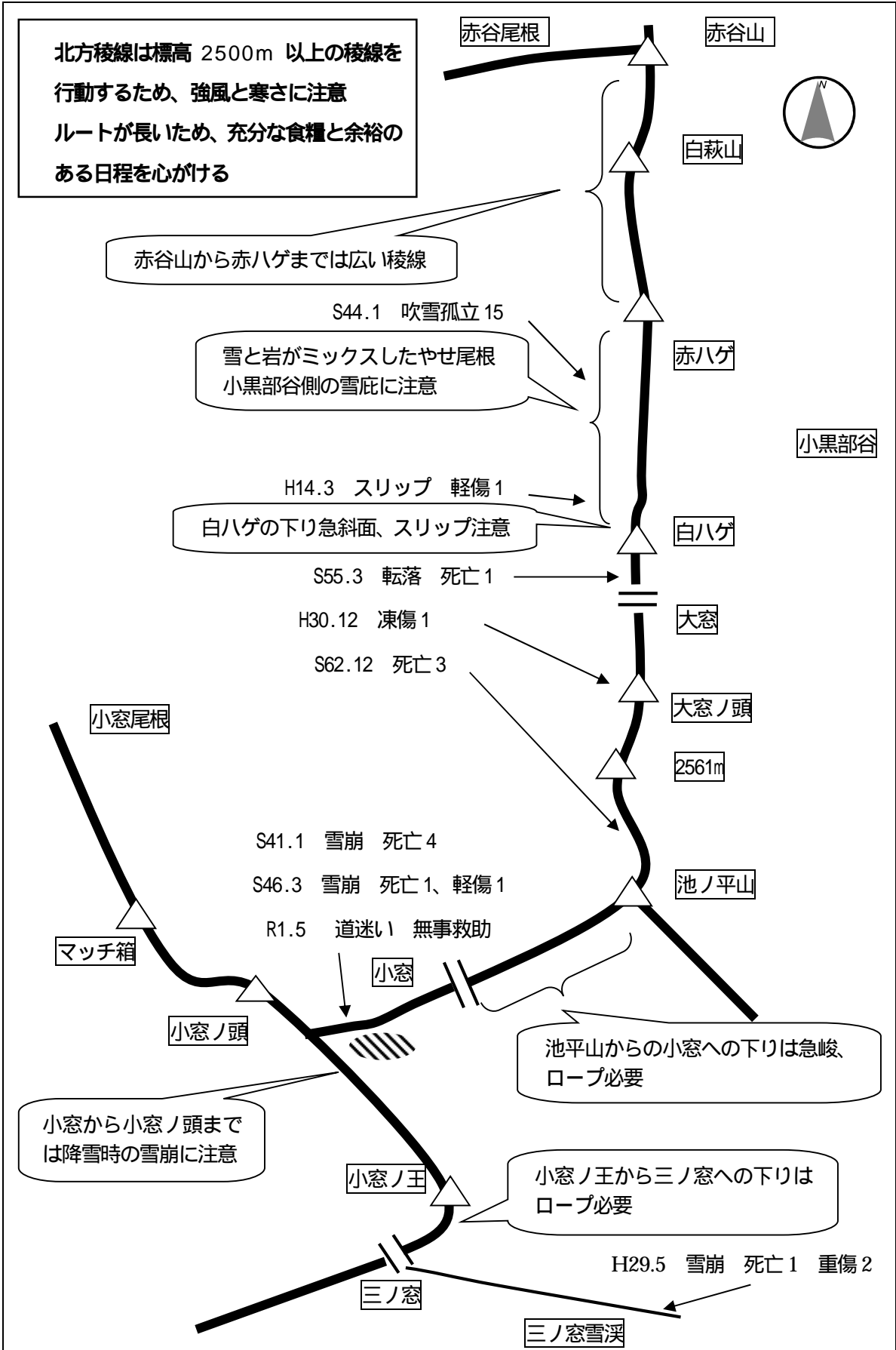
5 積雪期における劔岳の危険箇所
早月尾根上部 (標高 2600m ~ 劔岳頂上)



赤谷尾根

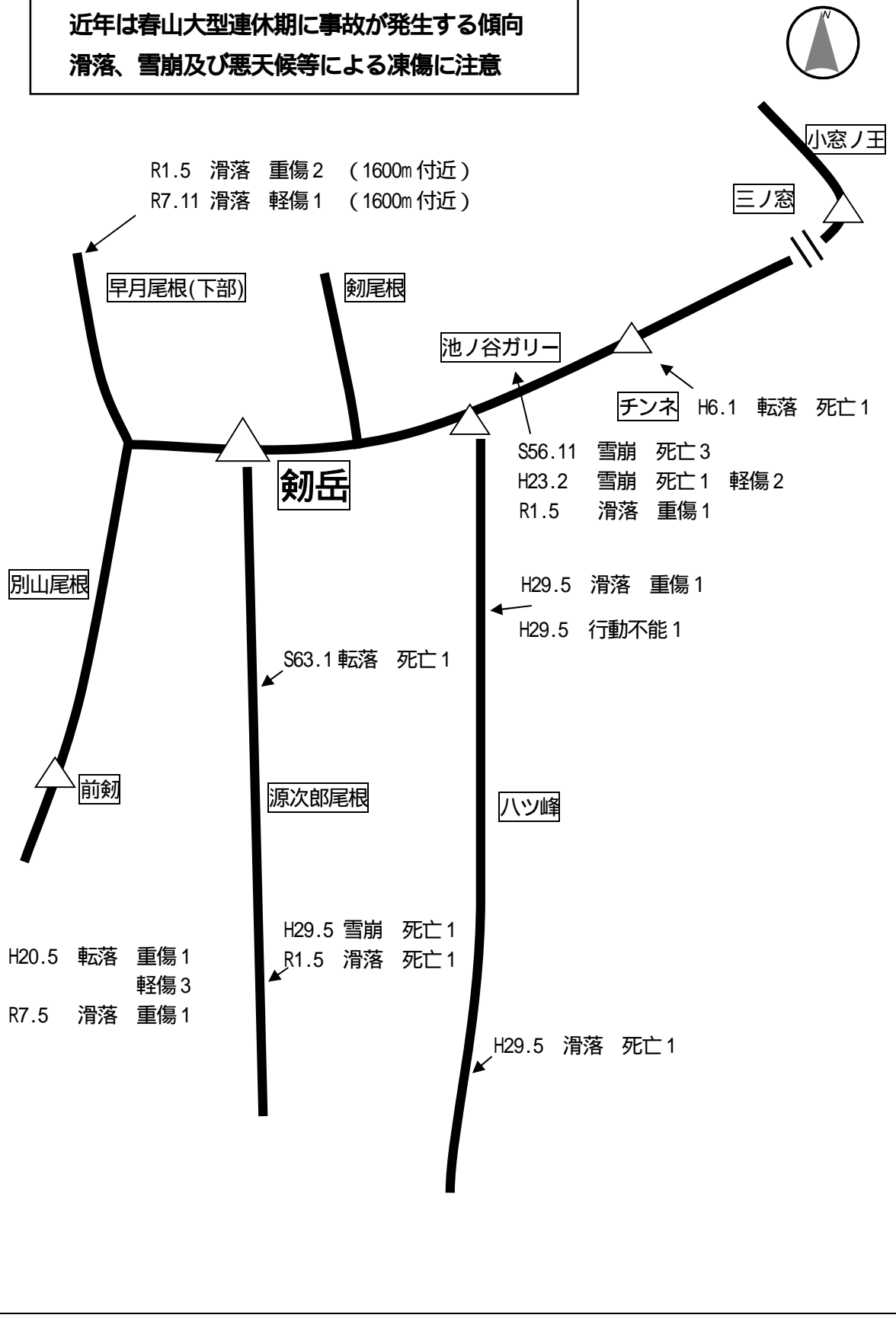


北方稜線（赤谷山～劔岳北西面）

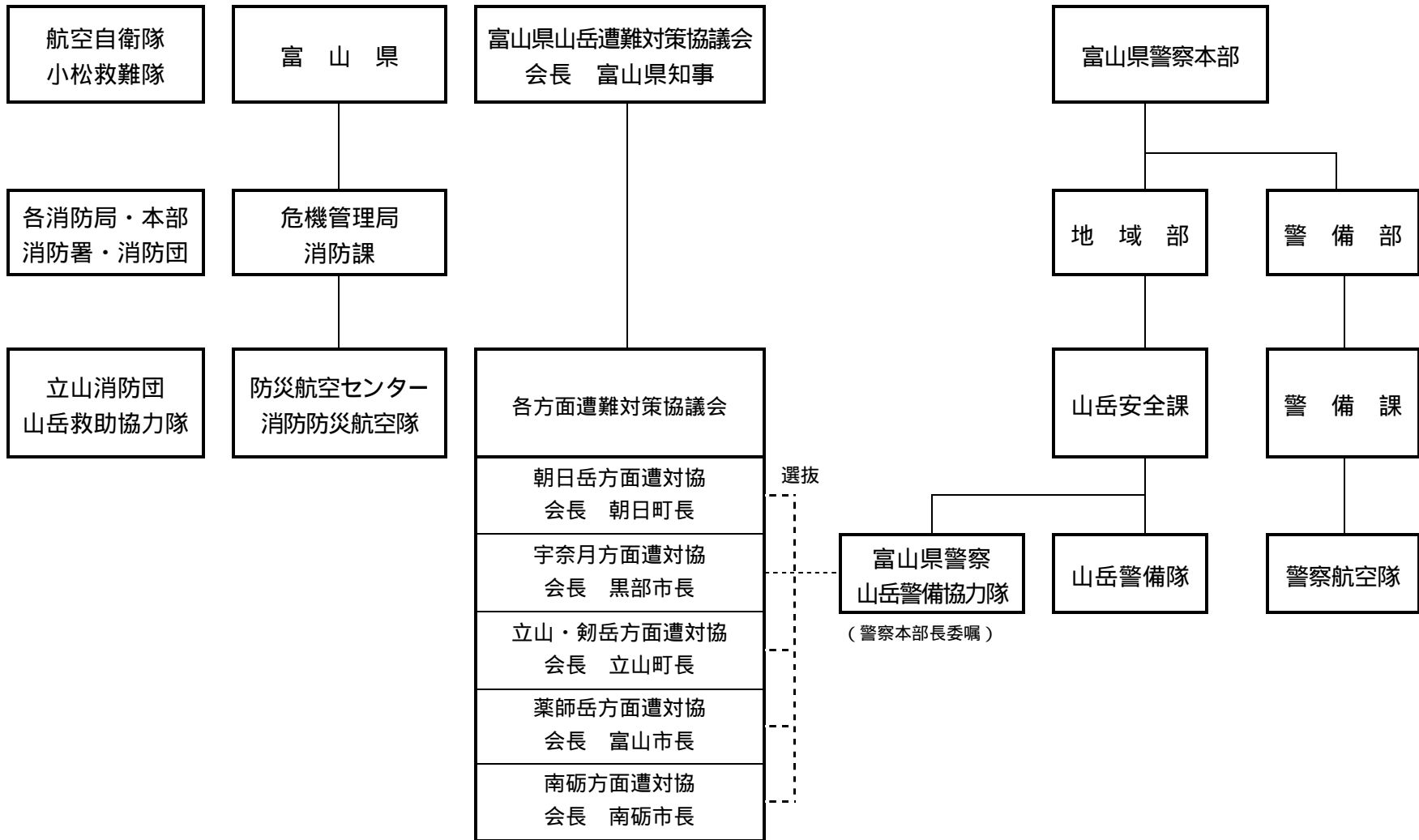


劔岳東面（別山尾根～三ノ窓）

近年は春山大型連休期に事故が発生する傾向
 滑落、雪崩及び悪天候等による凍傷に注意



6 富山県山岳遭難救助組織図



7 令和7年の山岳遭難を振り返って

(1) 令和7年に発生した山岳遭難のうちの主な事故と教訓

ア 地理不案内、体力不足による遭難 11件 17名

一般登山道上における道迷いや体力不足による疲労で行動不能となる遭難が発生している。

登山者1人1人の準備不足や体力不足が原因となった遭難であり、ルートの下調べや自身の体力にあった山選びを行うことで防止できるものであった。一般登山道であっても、中には残雪で覆われていたり、草刈り等の整備がされていない場合、登山道が不明瞭となることもあるため、誤った道に進むことがないように、地図や位置情報で自分の居場所の把握が必要不可欠である。

イ 剣岳別山尾根及び早月尾根における遭難 13件 14名

剣岳別山尾根における遭難は5件発生しており、内4件は前剣で発生したものであった。早月尾根における遭難は7件発生しており、内2件は死亡事故である。

別山尾根、早月尾根は剣岳の一般登山道として人気のコースであるが、難所も複数あり、遭難発生の可能性が大きいことを十分に意識しなければならない。長大な岩稜の道は体力的にも精神的にも消耗し、スリップ等のミスが大きな事故につながるリスクがあることを忘れてはならない。一般ルートだからといって甘んじることなく、「慎重な行動」、「適切な判断」の下、行動してほしい。楽しいはずの登山で命を失ってはいけない。

ウ 病気による遭難 17件 17名

夏山期間中、熱中症・高山病等により行動不能となる遭難が9件発生している。

行動中、普段通りの水分補給をしたとしても、「気温が高い」、「日差しが強い」だけで簡単に熱中症になってしまう危険性がある。また入山後、すぐに行動を開始すると高度に順応できず、高山病となってしまうこともある。登山では一つのミスが致命的な結果を招く可能性があることを十分に理解し、余裕を持った行動を心掛けてほしい。

(2) 登山計画書の提出

令和7年中における遭難者の登山計画書提出率は約 63% (前年比 + 1%) であった。

登山計画書の作成と提出が、遭難発生時の迅速な救助活動に繋がることなどを引き続き周知する必要がある。

オンライン登山届「コンパス」は、一般的な登山届の他、富山県登山届出条例に基づく登山届や富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づいた入山届にも対応している。



富山県警察山岳警備隊では公式 X(旧 Twitter) で最新の山岳状況や事故防止に向けた注意喚起等を発信している。



表紙

「劔岳山頂より望む北アルプス一帯」

写真提供 富山県警察山岳警備隊 令和7年3月9日撮影

山岳遭難白書 試練と憧れ 第42号

令和8年3月発行

発行 立山・劔岳方面遭難対策協議会
〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地
立山町商工観光課 076-462-9971

編集 富山県上市警察署
〒930-0354 富山県中新川郡上市町大坪 5 - 1
上市警察署地域交通課 076-472-0110(代表)

印刷 (未定)